

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

研究分担報告概要

難病のある人に対する全国の就労系福祉サービス機関を対象とした合理的配慮の実態調査

研究分担者：深津玲子 国立障害者リハビリテーションセンター病院 第三診療部長

研究要旨

難病のある人の就労系障害福祉サービス事業所の利用状況および実態を明らかにする目的で29年度に質問紙調査を実施し、30年度に集計したデータの分析を行った。主たる利用者に難病を記載している就労系福祉サービス事業所2,112（就労移行348、就労継続A型728、B型1,036）ヵ所に難病患者の就労移行支援を利用する際に行っている合理的配慮等についてアンケート調査を行い、854事業所から回答を得た（回収率40%）。現在難病のある人が利用していると回答した事業所は286（33%）でこれは25年度調査（n=6,053）の16%に比べ17ポイント増加している。また過去5年間についても利用有りが364（43%）で25年度調査の19%に比べ、24ポイント増加している。過去5年間利用がないと回答した事業所にその理由を聞いたが、「利用相談がない」が90.7%で、これは25年度調査の91.7%と変わらなかった。難病患者を受け入れる際に把握したい情報として80%以上の事業所が挙げた項目が、「事業所が注意しなければならない疾病特有の注意事項」「本人が自分自身の疾病をどれだけ理解しているか、自身で行っている体調管理について」「主治医の意見書など医療情報」であった。また難病疾病ゆえの配慮を行っていると回答した事業所は68%であり、その配慮項目は多い順に「その日の体調に合わせて仕事内容を変更できる」「体調に合わせて仕事時間の変更」「来所中の体調確認」などであった。また事業所が考える今後の改善点として最も多くの事業所が挙げた項目は「難病のある人が可能な仕事を増やす」であった。

なお本研究では研究を開始した平成29年度における障害者総合支援法の対象358疾病を難病と定義した。

A. 研究目的

難病のある人が、就業生活を通じた社会参加を果たすために就労支援を利用する際に必要な合理的配慮について検討するために、現在の就労系福祉サービス機関等における配慮の実態を、全国の事業所を対象と

して調査することで、解決すべき合理的配慮に関する課題を明らかにする。

B. 研究方法

以下、都道府県に設置され、主たる利用者に難病を記載している就労系福祉サービス事業所に、質問紙による悉皆調査

を行った。(沖縄県、新潟県、秋田県、富山県、青森県、群馬県、埼玉県、岐阜県、福井県、和歌山県、栃木県、千葉県、熊本県、岡山県、神奈川県、大分県、島根県、三重県、福島県、北海道)

なおこれらは深津が実施した全国事業所調査(H25)で回答率が高く、調査に協力的であった自治体である。

調査対象機関は2,112(就労移行348、就労継続A型728、B型1,036)カ所であり、難病患者の就労移行支援を利用する際に行っている合理的配慮等についてアンケート調査を行った(調査用紙は巻末)。

#### C. 研究結果

854事業所から回答を得た(回収率40%)。現在難病のある人が利用していると回答した事業所は286(33%)でこれは25年度調査(n=6,053)の16%に比べ17ポイント増加している。また過去5年間についても利用有りが364(43%)で25年度調査の19%に比べ、24ポイント増加している。過去5年間利用がないと回答した事業所にその理由を聞いたが、「利用相談がない」が90.7%で、これは25年度調査の91.7%と変わらなかった。難病患者を受け入れる際に把握したい情報として80%以上の事業所が挙げた項目が、「事業所が注意しなければならぬ疾病特有の注意事項」「本人が自分自身の疾病をどれだけ理解しているか、自身で行っている体調管理について」「主治医の意見書など医療情報」であった。また難病疾病ゆへの配慮を行っていると回答した事業所は68%であり、その配慮項目は多い順に「その日の体調に合わせて仕事内

容を変更できる」「体調に合わせて仕事時間の変更」「来所中の体調確認」などであった。また事業所が考える今後の改善点として最も多くの事業所が挙げた項目は「難病のある人が可能な仕事を増やす」であった。障害者手帳を取得していない利用者は22%おり、これは25年度調査の7%より15ポイント増加していた。主な作業内容は軽作業、パソコンなど情報関連等である。事業所が現在行っている具体的な配慮事項については、巻末の表10-1~10-4、今後さらに改善したい具体的な事項については表11-1~11-4に示した。

#### D. 考察

現在難病のある人が利用していると回答した事業所は33%でこれは25年度調査の16%に比べ17ポイント増加している。また過去5年間についても利用有りが43%で25年度調査の19%に比べ、24ポイント増加している。しかし調査事業所が主たる対象に「難病」を記載している機関であることを考えれば、いまだ半数以上の事業所で難病患者の利用がないことは検討すべき課題である。利用のない理由は事業所の問題ではなく、「利用相談がない」ことであることを考慮すれば、難病のある人に就労系福祉サービスの周知が不十分である可能性が考えられる。多くの事業所において「通院日の配慮」「その日の体調にあわせた調整」「疾病の理解」などを実施していることが明らかとなり、また事業所が難病当事者を受け入れるにあたり、「医療情報」「疾病特有の注意点」とならび「本人が自身の疾病をどの程度理解しているか」を重要ととらえていることも明らかとな

った。障害者手帳を取得していない難病当事者の利用が25年度と比べ大幅に増加している点は、難病のある人は障害者手帳の有無にかかわらず障害福祉サービスの利用が可能であることの認知が進んだことを示唆するかもしれない。難病のある人の体調に応じた仕事内容、時間、場所等は多くの機関で配慮されているが、今後は仕事の多様化（可能な仕事を増やす）が就労系福祉サービスの最大の課題と考える。

E. 健康危険情報

特になし

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- Fukatsu R. Research on Publicization of National Employment Welfare Service for

Persons with Intractable Diseases in Japan, 4th International Conference on Healthcare & Life-Science Research, Bangkok, Thailand, 2018, 2018-07-13.

- 深津玲子, 今橋久美子. 就労系福祉サービス事業所の利用環境調査結果について, 全国難病センター研究会第30回研究大会, 札幌, 2018-11-03.
- 深津玲子, 難病患者に対する就労系福祉サービス事業所における合理的配慮: 事業所および当事者調査 (中間報告), 全国難病センター研究会第28回研究大会, 東京, 2017-11-05.

G. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

無し

H. 特許取得・実用新案登録・その他

無し